

日本クマネットワーク総会等傍聴規程

2003年2月8日承認

2003年12月10日一部修正

2024年12月22日改定

(目的)

第1条 この規程は日本クマネットワーク（以下、JBN）が行う会合（総会等）への傍聴を希望する非会員（以下、オブザーバー）の資格と遵守事項を定めたものである。

(傍聴資格)

第2条 オブザーバーは、JBN会員の推薦と、会合の主催者や議長等の同意により傍聴の可否を諮る資格を得る。

2 傍聴の可否を諮る資格を得たオブザーバーは会合の参加者の過半数の同意により傍聴の資格を得るものとする。

(傍聴手続き)

第3条 オブザーバーは、会合の開始時までには推薦者の立ち合いのもとで主催者に住所、氏名、傍聴の理由、推薦者名等を届出なければならない。推薦者の立ち合いがない届け出は無効とする。

2 傍聴の理由が正当なものであり、同意できるものである場合、会合の主催者は会合の開始時にオブザーバーの参加の可否を、会合の参加者に諮るものとする。

3 前項の2により傍聴の資格を得た後、オブザーバーは会合の行われる会場に入室できる。

(オブザーバーの遵守事項)

第4条 オブザーバーは会合の議事について、議事の進行を受け持つ議長等が求める場合を除き、意見を述べることができない。

2 オブザーバーは会合の議事について議決権をもたない。

3 オブザーバーは会合の議事の進行を妨げる行為、その他JBNの活動の趣旨に反する行為をしてはならない。

4 オブザーバーはJBN代表、会合の主催者または議長等の許可なくして会合の議事内容を外部に公表してはならない。

(遵守事項の違反)

第5条 JBN代表、会合の主催者、議長等はオブザーバーが遵守事項に反する行為を行った場合、オブザーバーに会場からの退席を命じることができる。

- 2 遵守事項に反する行為を行ったオブザーバーは会合の出席者の過半数の同意により傍聴資格を失う。
- 3 無許可による議事内容の公表など事後的な違反行為の場合、JBN 代表、会合の主催者または議長等の協議により、オブザーバーに公表内容の撤回を求め、その後の傍聴資格の停止を命ずることができる。
- 4 傍聴資格を失ったオブザーバーは原則として以後 2 年間、傍聴の資格を得ることができない。
- 5 オブザーバーが遵守事項に違反する行為を行った場合、オブザーバーの推薦を行った JBN 会員は原則として以後 2 年間、オブザーバーを推薦する資格を失う。